

電気事業法および関連法の改正について

令和 5 年 3 月 20 日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

この改正により、これまでの「小出力発電設備」は「小規模発電設備」に名称が変更され、出力が 20kW 未満の風力発電設備、10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備は、新たに新設された「小規模事業用電気工作物」として事業用電気工作物の区分となります。

また、第二種電気工事士の資格範囲が、従来の「一般用電気工作物（低圧受電設備および小出力発電設備）」から「一般用電気工作物等（一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物）」に変更され、一般用電気工事の定義が「一般用電気工作物に係る電気工事」から「一般用電気工作物等に係る電気工事」に変更にされました。

弊社発行の電気工事士関連の各書籍につきましては、書籍の記載内容を改正後の内容に置き換えてご使用ください。

電気工作物の区分																																				
●改正前 電気工作物 事業用電気工作物 事業の用に供する電気工作物 自家用電気工作物 一般用電気工作物 小出力発電設備		●改正後 電気工作物 事業用電気工作物 事業の用に供する電気工作物 自家用電気工作物 小規模事業用電気工作物 ●小規模発電設備の一部 （ ・10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備 ・20kW 未満の風力発電設備 ●技術基準適合維持義務の対象 ●設備使用前の基礎情報の届出と自己確認・届出の義務化 一般用電気工作物 上記以外の小規模発電設備																																		
小規模発電設備（旧：小出力発電設備）の概要																																				
●改正前：小出力発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満 <table><tr><td rowspan="6">小出力 発電設備</td><td>設 備 名</td><td>出 力</td><td>区 分</td></tr><tr><td>風力発電設備</td><td>20kW 未満</td><td rowspan="5">一般用 電気工作物</td></tr><tr><td>太陽電池発電設備</td><td>50kW 未満</td></tr><tr><td>水力発電設備*</td><td>20kW 未満</td></tr><tr><td>内燃力発電設備</td><td>10kW 未満</td></tr><tr><td>燃料電池発電設備</td><td>10kW 未満</td></tr></table> * 最大使用水量 1m³/s 未満（ダムを伴うものを除く）		小出力 発電設備	設 備 名	出 力	区 分	風力発電設備	20kW 未満	一般用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	●改正後：小規模発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満 <table><tr><td rowspan="7">小規模 発電設備</td><td>設 備 名</td><td>出 力</td><td>区 分</td></tr><tr><td>風力発電設備</td><td>20kW 未満</td><td rowspan="2">小規模事業用 電気工作物</td></tr><tr><td>太陽電池発電設備</td><td>50kW 未満</td></tr><tr><td></td><td>10kW 未満</td><td rowspan="4">一般用 電気工作物</td></tr><tr><td>水力発電設備*</td><td>20kW 未満</td></tr><tr><td>内燃力発電設備</td><td>10kW 未満</td></tr><tr><td>燃料電池発電設備</td><td>10kW 未満</td></tr></table> * 最大使用水量 1m³/s 未満（ダムを伴うものを除く）		小規模 発電設備	設 備 名	出 力	区 分	風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満		10kW 未満	一般用 電気工作物	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満
小出力 発電設備	設 備 名		出 力	区 分																																
	風力発電設備		20kW 未満	一般用 電気工作物																																
	太陽電池発電設備		50kW 未満																																	
	水力発電設備*		20kW 未満																																	
	内燃力発電設備		10kW 未満																																	
	燃料電池発電設備	10kW 未満																																		
小規模 発電設備	設 備 名	出 力	区 分																																	
	風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物																																	
	太陽電池発電設備	50kW 未満																																		
		10kW 未満	一般用 電気工作物																																	
	水力発電設備*	20kW 未満																																		
	内燃力発電設備	10kW 未満																																		
	燃料電池発電設備	10kW 未満																																		
第二種電気工事士の資格範囲		電気工事士法 第3条第2項（電気工事士等）																																		
●改正前 一般用電気工作物に係る電気工事		●改正後 一般用電気工作物等に係る電気工事 （※第二種電気工事士の資格範囲は改正前と変わらない.）																																		
電気工事の定義		電気工事士法 第2条第3項（用語の定義）																																		
●改正前 「電気工事」とは，一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し，又は変更する工事という		●改正後 「電気工事」とは，一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し，又は変更する工事という																																		